

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	市民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、市民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市民税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、住民からの申告又は調査等により個人住民税の賦課決定を行う事務。</p> <p>①個人住民税の賦課決定のための課税情報管理</p> <p>※番号法の別表第二に基づいて上尾市は地方税の賦課決定に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。</p>
③システムの名称	個人住民税システム、eLTAXシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の16の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法別表第二の第三欄が市町村長の項のうち第四欄に地方税関係情報が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法別表第二の27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政経営部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行政経営部 市民税課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	・番号法第19条第7号【情報提供の根拠】	・番号法第19条第7号【情報提供の根拠】	事後	
平成27年12月28日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	市民税課長 加藤 哲俊	市民税課長 山崎 照正	事後	
平成27年12月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成26年12月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成27年12月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成26年12月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年7月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③		住民基本台帳ネットワークシステムを追加	事後	利用システムを追加
平成28年11月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年11月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成28年11月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年11月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③		宛名管理システムを追加	事前	利用システムを追加
平成29年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成29年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年8月1日時点	平成30年12月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年8月1日時点	平成30年12月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成31年4月1日	IV リスク対策			事後	様式変更に伴う追加
平成31年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	市民税課長 山崎 照正	市民税課長	事後	様式変更に伴う修正
令和1年12月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年12月1日時点	令和1年11月1日時点	事前	判定基準日の見直し
令和3年1月7日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	43770	44166	事前	判定基準日の見直し
令和4年1月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	法令条項番号の変更
令和4年1月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事前	判定基準日の見直し
令和4年1月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事前	判定基準日の見直し
令和5年1月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情		法令条項番号の追加 ・番号法第19条第8号	事後	根拠法令の見直しによる形式的な変更であり、重要な変更
令和5年1月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情		法令条項番号の追加 ・行政手続における特定の個人を識別するた	事後	根拠法令の見直しによる形式的な変更であり、重要な変更
令和5年1月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年12月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和5年1月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年12月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和5年1月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法例上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	形式的な見直しであり、重要な変更には該当しない
令和6年1月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法例上の根拠	番号法別表第二の第三欄が市町村長の項のうち第四欄に地方税関係情報が含まれる項	番号法別表第二の第三欄が市町村長の項のうち第四欄に地方税関係情報が含まれる項	事後	根拠法令の見直しによる形式的な変更であり、重要な変更
令和6年1月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法例上の根拠		法令条項番号の修正 ・行政手続における特定の個人を識別するた	事後	根拠法令の見直しによる形式的な変更であり、重要な変更
令和6年1月9日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和6年1月9日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し